

(電子メール施行)

姫教教第 304 号

令和 7 年 (2025 年) 3 月 11 日

市立幼稚園・学校長 様

姫路市教育長

令和 7 年度姫路市立学校園一斉定時退勤日の実施について (通知)

このことについては、令和 6 年度より月 2 回の全市一斉定時退勤日を実施しているところですが、令和 7 年度についても、下記により実施します。

については、所属教職員に周知するとともに、校園長のリーダーシップのもと、勤務時間の適正化に向けた取組として推進願います。

記

1 ねらい

週 1 回の「教職員定時退勤日」を設定・実施することにより、教職員のワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) を充実させ、すべての教職員がゆとりをもって、幼児・児童・生徒としっかり向き合う時間の確保に努める。月 2 回の全市一斉定時退勤日を含む、週 1 回の「教職員定時退勤日」が完全実施できるよう取組を推進する。

2 実施対象

姫路市立幼稚園・小・中・特別支援・義務教育学校

3 実施方法

(1) 毎月第 2 月曜日及び第 4 月曜日に、一斉の定時退勤日を設定する。

※ 第 2 月曜日若しくは第 4 月曜日が休日の場合は、第 3 月曜日に実施する。第 3 月曜日も休日の場合は、第 5 月曜日に実施する。

(2) 勤務時間終了後、1 時間以内に退勤することを原則とする。

(3) 上記 (1) の設定日に実施することが困難な場合は、設定日を変更して必ず実施する。

(4) 実施報告書は、各学期の終業式までに、義務担当管理指導主事に送付願います。

※ ファイル名の付け方

ファイル名は、「学校番号 (半角) + 学校名 + 定時退勤実施報告」

【例】 【101 砥堀小】定時退勤実施報告.xlsx

幼:001～、小:101～、中:201～、特別支援:401、義務:501～、あかつき:601

4 その他

(1) 設定日を変更した場合、市教委への事前の変更連絡は必要ありません。

(2) 学校指導課に提出する 4 月月中行事予定表に反映させてください。

(3) 市教委事務局各課においては、月 2 回の定時退勤の設定日に 16 時 30 分以降の電話連絡及びメール送信を控えるよう周知徹底を図ります。

[担当: 姫路市教育委員会 教職員課 常城 電話 079-221-2764 (直通)]